環境県民局 資　　料	Ｎｏ.12

令和８年 11 月 19 日
課　名　環境県民局県民活動課
担当者　課長　佐伯
内　線　2739

令和８年「年末交通事故防止県民総ぐるみ運動」の実施について

１　要旨・目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的とする。

２　現状・背景

交通安全運動は、広島県年間交通安全推進施策実施要綱に基づき年４回実施しており、運動期間初日（土日祝日の場合は直前の開庁日）に開始式及び街頭キャンペーンを開催している。

３　概要

(1)　実施主体

広島県交通対策協議会（31機関・団体）

(2)　実施期間

令和８年12月１日（火）から12月10日（木）までの10日間

(3)　場所

県内全域

(4)　実施内容

ア　運動重点

次の４点を運動重点とし、県内全域において、キャンペーンや広報啓発を行う。

- 高齢者の交通事故防止
- 歩行者の安全な通行の確保
- 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶
- 自転車等の安全利用の推進

イ　開始式及び交通安全活動パトロール

- 日時　令和８年12月１日(火)　16時00分～16時20分（雨天決行）
- 場所　県庁本館１階ロビー

ウ　街頭キャンペーン

- 日時　令和８年12月１日(火)　16時20分～16時40分まで
- 場所　そごう広島店前及び県庁前歩道付近（※雨天中止）

４　その他（関連情報等）

県ホームページ「広島県交通安全お助けサイト＞令和８年各季の交通安全運動」
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen080101.html

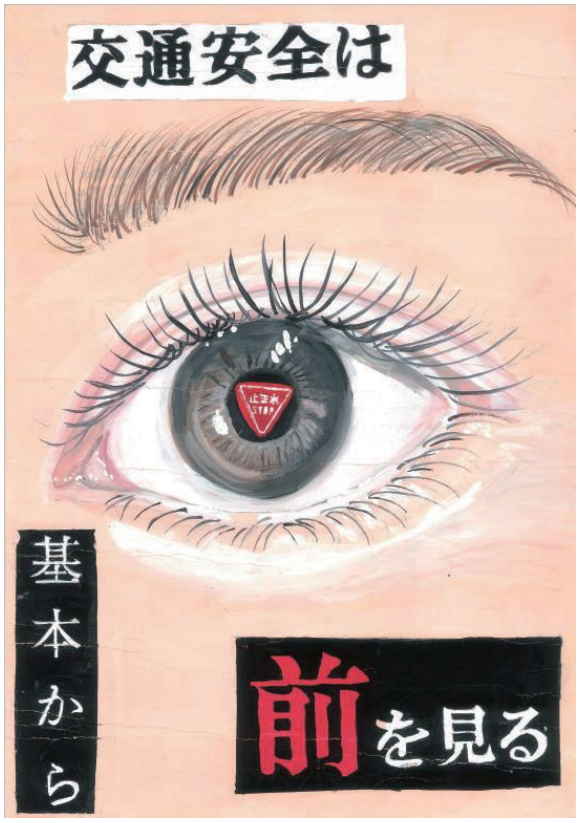
令和8年 年末交通事故防止
県民総ぐるみ運動

令和8年12月1日(火)～10日(木)

公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター 主催
第74回　交通安全ポスター・作文コンクール
ポスターの部　広島県教育委員会賞



福山市立高島小学校4年(当時)　北野 福太郎さん



三次市立塩町中学校1年(当時)　林 心美さん

運動の重点

- 高齢者の交通事故 防止
- 歩行者の安全な通行の 確保
- 飲酒運転を始めとする危険運転の 根絶
- 自転車等の安全利用の 推進

令和8年広島県交通安全年間スローガン

譲り合い ハンドル越しの 思いやり

広島県　広島県警察　広島県教育委員会
公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

令和8年 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

令和8年 12月1日(火)～10日(木)

毎月10日は「高齢者の交通安全の日」

運動重点1 高齢者の交通事故防止



高齢歩行者の方へ

- 左右をよく見ましょう。
- 運転者にサインを送りましょう。
- 車両が止まってから横断しましょう。

高齢運転者の方へ

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、家族などと話し合い、運転免許証の自主返納を検討しましょう。
- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実に行いましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置など搭載した安全運転サポート車(サポカー)を検討しましょう。

安全運転サポート車の利用

「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは
衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。

「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは
衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー Safety Support Car

サポカーS Safety Support Car S

運動重点2 歩行者の安全な通行の確保





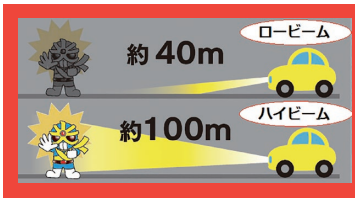
広島県警察反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン・キラリ☆ウーマン」

歩行者の方へ

- 歩行者も交通ルールを守りましょう。
- 横断歩道を渡る時は、運転者に手を上げるなどのサインを送って、横断する 意思を伝えましょう。
- 夜間は明るい色の服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用し、自らの命を守りましょう。

運転者の方へ

- 横断歩道は歩行者優先です。
- 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。
- 夜間は早めにライトを点灯し、上向きライト(ハイビーム)を活用しましょう。



ハイビームの照射範囲は前方約100m、ロービームの照射範囲は前方約40mであり、ハイビームの方がロービームより2倍以上遠くから歩行者などを発見することができます。

※対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。

毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

運動重点3 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶

飲酒運転やあおり運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険な犯罪です。



- お酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 車を運転する人にお酒を勧めない。

ハンドルキーパー運動の推進



自動車で仲間と飲食店へ行く場合、**お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)**を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるようにしましょう。

飲酒運転根絶宣言店募集中!



広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する**「飲酒運転根絶宣言店」**を募集中です。

毎月1日は「自転車安全利用の日」

運動重点4 自転車等の安全利用の推進

全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう!



1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

自転車の損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

令和8年4月1日から
自転車の交通反則通告制度(青切符)開始!
自転車ルールブック▶

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例